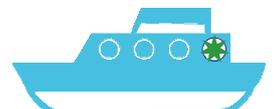


令和7年2月26日
青森市総務部危機管理課長

青森市豪雪災害救助受付窓口の設置

本市では、青森県が決定した「令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪による災害救助法の適用」を受け、「青森市豪雪災害救助受付窓口」を設置することとしましたので、別添資料のとおりお知らせします。



災害救助法の適用について

(1) 災害救助法の目的

災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 今回の豪雪に伴う適用について（法第2条第1項）

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じていることから、令和7年2月25日付けで県が災害救助法の適用を決定。

(3) 適用市町村・・・10市町村

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、つがる市、板柳町、鶴田町、西目屋村、鯨ヶ沢町

(4) 救助の種類（法施行令第2条第2号）

- ・ 障害物の除去（屋根雪等の除雪）

(5) 救助実施期間

令和7年2月25日（火）～3月6日（木）

※受付窓口設置期間は2月27日（木）～3月3日（月）まで

(6) 救助対象要件

自らの資力及び労力で除雪を行うことができない世帯で、住家倒壊等により、生命又は身体に危害を受ける恐れがある場合。

令和7年2月17日(月)からの大雪に伴う 災害救助法に基づく住家の屋根雪下ろし

対象者

以下の要件に当てはまる方

- ①令和7年2月17日(月)からの大雪のため、
住家の倒壊等により、生命・身体に危害を受けるおそれが生じた場合
- ②自らの資力及び労力によって除雪を行うことができない世帯
(※資力要件は申請者からの申出により判断します)

経費

市が負担します

支援内容

要件に該当する方の**住家の屋根雪下ろし作業**

※現場調査(倒壊や破損、落雪の危険性等)し判断します。

※あくまでも、**住家倒壊等の危険性を排除するための除雪**です。

※住家倒壊等の危険性がない場合は対象となりません。

※住家以外の**店舗・倉庫、車庫等は対象外**です。

対象事例

- ・雪の重みにより、住宅が軋んでいる又は玄関や住宅内の出入口が開閉できないなどの支障が生じている
- ・屋根雪が地面に積もった雪と繋がってしまい、除雪しないと軒の折損や壁面を損傷させるおそれがある
- ・落雪により、隣接している住家に被害が生じるおそれがある など

受付期間

令和7年2月27日(木)～3月3日(月)
電話受付時間 午前8時30分～午後6時まで

申請方法

青森市豪雪災害救助受付窓口へ電話申込
017-752-9022

青森市豪雪災害救助受付窓口(青森市役所本庁舎2階)